

取をできるだけ正確に実施し、実際の石綿曝露歴がどうだったのかを判断するはず。

しかし、東大阪労基署は、「出入りの倉庫などで吹き付け石綿が確認できず、また、取扱品目にも石綿製品はなかったのでは」と不支給理由を説明したというから、どうも、東大阪労基署はとんでもなく杜撰な曝露歴調査しかなかったのではないかと、患者にとっては背筋の寒い状況であることが推測された。

半信半疑で、記憶もなかなかよみがえってこない、Wさんご両親に当時のことを聞いたところ、大館市で勤務した建設会社名や入社のいきさつを具体的に思い出すことができたのは不幸中の幸いだった。

秋田県といえば、神奈川労災職業病センターが長年取り組んできていた出稼ぎ健診の拠点地域であるので、すぐに同センター

の天明佳臣先生に連絡をとったところ、すぐさま秋田県大館市におられる天明先生の知人である石田寛県会議員に連絡いただき、石田議員による地元調査が行われ、結果、Wさんを知る当時の同僚を発見、当時の作業・石綿曝露などの実態についての聞き取り報告書を送っていただけだ。

そしてこれが決め手となり、不支給処分取り消しとなった。天明先生、石田議員と現地の関係者の方には感謝の言葉もない。不支給処分から7か月後だった。

いま、大館労基署の認定に向けた調査が進められている。

それにしても東大阪労基署のこの「ミス」。どうしてこういうことが起きるのか、説明と猛省を近日中に必ずお願いしたいと考えている。



(関西労働者安全センター)

と答弁している。

この答弁のとおり、曝露が明らかではないものの別件で労災認定された事例がある作業の申請に対して、最近、東京・中央労働基準監督署が、被災者保護の立場で労災認定した。

別件のJR貨物・旧国鉄操車場等中皮腫被災事件で、貨物駅において貨物列車の編成作業に従事し、アスベストの入った合成制輪子(ブレーキ)の粉じんの曝露にあったというものがある。一件は、同様に鉄道線路関連の業務に従事して中皮腫に罹患して、労災申請したものの。被災者・会社ともに、具体的な石綿曝露は認識していなかった(おそらく、別件と同様に、ブレーキの石綿粉じんであろう)が、国鉄関連で業務災害認定が多発していることも踏まえ、認定されたものと思われる(2008年)。

別件で、実験器具に石綿付き金網があり、中皮腫になった近畿大元教授の労災認定例(2006年)があるが、もう一件の事例も、大学の教員で石綿金網を使って、中皮腫にかかり亡くなって、労災時効救済(死後5年以上経過事案)の申請をした。やはり曝露の詳細は不明であったが、労災認定された(2009年)。

中皮腫の発症原因は、職業曝露か、作業者家族曝露か、公害かにしぼられ、あとの2つがないなら、職業曝露の可能性に即して、曝露の詳細が不明でも労災認定することは妥当である。

(アスベストセンター
斎藤洋太郎)



曝露不詳の中皮腫相次ぎ認定

東京●前例ある鉄道関連・大学教員で

労災職業病の認定は、被災者・家族の立証責任の軽減が必要である。2005年7月19日の参院厚生労働委員会において、「建設現場で働いていたということさえはっきりすれば、そして、しかもその疾病が極めてアスベストによるものである可能性が高いということが医学的にはっきり

するようなケースは、できるだけ拾い上げるべきだ」との質問に対し、厚生労働大臣が、「(発病まで)大変長い時間がかかっておりますので、その証明に困難なことが多い、そのことはよく理解できます。曝露歴の証明に困難なことが多いことは十分に配慮して今後の対応はしなきゃならぬ」